

第1回 阿見町市制施行有識者会議 次第

日時 令和6年8月9日(金) 13:30～

場所 阿見町役場 3階 301 会議室

1. 開会
2. 委嘱状交付
3. 町長あいさつ
4. 委員自己紹介
5. 委員長及び副委員長の選任について
6. 諮問
7. 議事

1)市制施行に関する取り組み状況について

- ・阿見町の市制施行準備経過 資料1
- ・市制施行の要件について(総括表) 資料2

2)新しい市の名称について

- ・阿見の由来 参考資料

3)阿見町市制施行スケジュール概要 資料3

8. その他
9. 閉会

※参考資料

- ・「阿見」町名変遷参考資料

阿見町市制施行有識者会議 委員名簿

(敬称略)

所 属	氏 名	フリガナ	役 職	備 考
1 水郷つくば農業協同組合	池 田 正	イケダ タダシ	代表理事 組合長	
2 阿見町商工会	須 藤 隆 之	スドウ タカユキ	理事・壮青年部長	
3 キヤノン株式会社	高 原 宏 之	タカハラ ヒロユキ	阿見事業所阿見人事課 課長	
4 茨城大学	川 島 佑 介	カワシマ ユウスケ	人文社会科学部准教授	
5 茨城県立医療大学	富 田 美 加	トミタ ミカ	附属図書館長	
6 町教育委員会	岡 田 治 美	オカダ ハルミ	教員委員	
7 町史編さん委員会	永 井 博	ナガイ ヒロシ	副委員長	茨城県立歴史館 特任研究員
8 町区長会	山 口 道 子	ヤマグチ ミチコ	会長	
9 町民代表	吉 田 貴 洋	ヨシダ タカヒロ		
10 町民代表	山 本 み ゆ き	ヤマモト ミユキ		

阿見町市制施行有識者会議要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町における市制施行に関する必要な検討、調査及び協議を行うため、阿見町市制施行有識者会議（以下「有識者会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 有識者会議は、町長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について検討、調査及び協議し、町長に答申する。

- (1) 市の名称に関する事。
- (2) 市制施行の時期に関する事。
- (3) 住所の表示の方法及び実施に関する事。
- (4) その他市制施行に関し必要と認める事項

(組織)

第3条 有識者会議の委員は、10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者から町長が委嘱するものとする。

- (1) 区長会を代表する者
- (2) 阿見町商工会を代表する者
- (3) 阿見町教育委員会委員を代表する者
- (4) 阿見町史編さん委員会を代表する者
- (5) 水郷つくば農業協同組合を代表する者
- (6) 地方自治その他市制施行に係る専門的な知識を有する者
- (7) 前各号のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、前条の規定による委嘱の日から第2条に規定する答申が完了するまでとする。

2 委員が欠けた場合は、補欠の委員を委嘱することができる。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 有識者会議に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選任し、副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 有識者会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長は当該有識者会議の議長となる。

2 有識者会議は、委員の総数の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

3 有識者会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、有識者会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 有識者会議の庶務は、町長公室政策企画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

阿見町の市制施行準備経過

本町では、令和 5 年 10 月 30 日に常住人口 5 万人を達成し、その後も人口増加が順調なことから、令和 7 年 10 月に実施される国勢調査において、市になるための重要な要件である人口 5 万人が達成される見込みです。

その他の要件についても概ね満たしているものと考えており、今後も発展を続けるまちとして、以下のとおり市制に向けた準備を進めています。

令和 5 年度

4 月	政策企画課内にて調査研究を開始。
5 月 24 日	茨城県と市制施行に向けた協議を開始。
7 月 12 日	茨城県と市制施行に向けた協議を実施。
10 月 30 日	常住人口 5 万人を達成。
11 月 17 日	宮城県富谷市(平成 28 年度に市制施行)への行政視察を実施。
11 月 24 日	広報 12 月号で【5 万人都市、令和初の「市」誕生に向けて】を掲載
12 月 8 日	茨城県と市制施行に向けた協議を実施。
12 月 20 日	茨城県県南県民センターと市制施行に伴い発生する権限移譲(福祉事務所の設置)について協議。
1 月 26 日	広報 2 月号で「第 1 回 市制施行を進める理由」を掲載
2 月 16 日	広報 3 月号で「第 2 回 市制施行の要件」を掲載
2 月 21 日	令和 6 年度施政方針にて、市制を見据えた組織体制の構築を表明。
3 月 22 日	広報 4 月号で「第 3 回 市になると何が変わる?(その 1)」を掲載 ・住所表示について ・税金について

令和 6 年度

4 月 1 日	政策企画課内に市制施行準備室を設置。
4 月 19 日	茨城県と市制施行に向けた事前調整を開始。
4 月 26 日	広報 5 月号「第 4 回 市になると何が変わる?(その 2)」を掲載 ・福祉行政(福祉事務所の設置)について ・選挙制度について ・議会制度について
5 月 10 日	茨城県との協議を実施。
5 月 15 日	第 1 回 市制施行推進本部会議を開催。7 つの検討部会を設置。
5 月 21 日 ~22 日	市制施行に向けて職員説明会を実施。
5 月 24 日	広報 6 月号で「第 5 回 市になると何が変わる?(その 3)」を掲載。 ・町から市になったとき、直接関係することについて
5 月 28 日	全員協議会にて、町議会議員に経過を説明。
6 月~	市制施行に向けた全庁の業務調査及びヒアリングを実施。
6 月 25 日	役場庁舎及び関係各所に市制施行啓発のための横断幕、パナースタンドを設置。
6 月 28 日	広報 7 月号で「第 6 回 市制に向かい、みんなで歩もう!」を掲載。

市制施行の要件について(総括表)

区分		市制施行要件	現況	備考	
地方自治法	人口	国勢調査	5万人以上を有すること	(調査中)人	R7 国勢調査
		現在		50,076人	R6.6.1 現在 常住人口
	中心市街地を形成する戸数	6割以上	おおむね6割以上	協議中	
	都市的業態に従事する人口	6割以上	71.9%	R2 国勢調査	
	都道府県の条例	都市的施設その他の都市として要件を備えている	おおむね備えている	下記のとおり	
茨城県条例	1号	官公署	5種以上	調査中	調査・協議中
	2号	高等学校	1以上	1	
	3号	図書館	2以上設置されていること	1	
		博物館		調査中	
		公会堂		63	
		公園		約144	
	4号	上水道	設置されていること	阿見町水道事業	
		下水道		阿見町下水道事業	
		じんかい処理場		霞クリーンセンター	
	5号	軌道	整備されていること	—	
		バス		民間バス路線 町デマンドタクシー	
		定期船		—	
	6号	銀行(支店を含む。)	2以上	約19	
		資本金500万以上の会社又は工場	10以上	約702	
7号	病院及び診療所	10以上	60		
	医師の数	700人につき1人以上	289人につき1人		
	病院の病床数	60以上	779		
8号	劇場・映画館等	2以上	調査中		
9号	都市計画事業	施行されていること	おおむね施行されている		
	街路施設	ある程度整備されていること	おおむね整備されている		
市制施行協議基準	一から十二	上記、要件と重複しているため省略			
	十三	町民の担税力及び町の財政状況	充分であること	調査中	調査・協議中
	十四	将来発展性	将来発展性のあること	調査中	調査・協議中

○地方自治法

(昭和二十二年四月十七日)

(法律第六十七号)

[市及び町の要件・市町村相互間の変更]

第八条 市となるべき普通地方公共団体は、左に掲げる要件を具備していなければならない。

一 人口五万以上を有すること。

二 当該普通地方公共団体の中心の市街地を形成している区域内に在る戸数が、全戸数の六割以上であること。

三 商工業その他の都市的業態に従事する者及びその者と同一世帯に属する者の数が、全人口の六割以上であること。

四 前各号に定めるものの外、当該都道府県の条例で定める都市的施設その他の都市としての要件を具備していること。

2 省略 (町となるべき要件のため)

3 町村を市とし又は市を町村とする処分は第七条第一項、第二項及び第六項から第八項までの例により、村を町とし又は町を村とする処分は同条第一項及び第六項から第八項までの例により、これを行うものとする。

○茨城県条例(市となるべき要件に関する条例)

昭和37年3月30日茨城県条例第10号

市となるべき普通地方公共団体は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第8条第1項第1号から第3号までに定めるもののほか、おおむね次の各号に掲げる要件をそなえていなければならない。

(1) 次に掲げる官署又は公署のうち、5種以上のものが設置されていること。

- | | |
|----------------|-----------|
| ア 地方法務局支局又は出張所 | カ 郵便局 |
| イ 警察署 | キ 保健所 |
| ウ 鉄道の駅 | ク 労働基準監督署 |
| エ 税務署 | ケ 公共職業安定所 |
| オ 電報電話局 | |

(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する高等学校が1以上設置されていること。

(3) 図書館、博物館、公会堂、公園等が2以上設置されていること。

(4) 上水道、下水道、じんかい処理場等が設置されていること。

(5) 軌道、バス、定期船等の交通施設が整備されていること。

(6) 銀行(支店を含む。)が2以上及び資本金500万円以上の会社又は工場が10以上設けられていること。

(7) 病院及び診療所が10以上設置され、かつ、医師の数がおおむね人口700人につき1人以上、病院の病床数が総計60以上であること。

(8) 劇場、映画館等が2以上設置されていること。

(9) 都市計画事業が施行され、かつ、主要幹線街路の舗装等街路施設がある程度整備されていること。

阿見町市制施行スケジュール概要

資料3

